



住宅宿泊事業者等の皆様へ



～神奈川県警察からのお知らせ～

宿泊者の本人確認について

新型コロナウイルスによる行動制限が解除されて以降、国内の観光地は賑わいを取り戻し、訪日外国人旅行者数も増加の一途を辿っています。住宅宿泊事業法の第8条には「宿泊者名簿の備付け等」に関する規定が明記されていますので、下記を参考とし、宿泊者の本人確認の徹底をお願いいたします。

本人確認の方法について

宿泊事業者は、宿泊者が宿泊を開始するまでに、**宿泊者全員分（子供を含む）**の

- 氏名、住所、職業（訪日外国人は、国籍及び旅券番号も確認）
- 身分証明書の呈示（日本人は不要、訪日外国人は**旅券**で確認し、写しを保存）
- 顔写真（非対面の場合）

等を確認し、宿泊者名簿を作成する必要があります。

なお、**非対面**でICT（情報通信技術）を活用して本人確認を実施する場合は

民泊施設に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等

を利用するなど、確実に本人確認をお願いいたします。



防犯のポイント

- 長期滞在者には、定期的な清掃の機会等を捉え、宿泊者以外の者が滞在していないか確認をしてください。
- 宿泊施設内・敷地内・エレベーター内等へ**防犯カメラ設置**の検討をお願いします。
- 不審者・不審車両等を発見した場合には、速やかに警察へ通報してください。

防犯に役立つ情報を入手しよう

ピーガールくん 安全メール

県民を犯罪から
守るための情報を
配信しています。



犯罪抑止対策室 公式X

防犯情報や各種
防犯イベントに
関する情報等を
発信しています。

